## 罹災証明交付申請書

(宛先)八千代市長

下記のとおり、罹災したことを証明願います。

申請者情報	住所				氏名	
	世帯主との関係 口本人 口同一世帯の			口同一世帯の親加	族	)
世帯主情報 (本人の場合記載不要)	住所				氏名	
受取方法 連絡先	受取 方法	□郵送(申請者住所) □郵送(世帯主住所) □窓口で手渡し			連絡先 (tel)	
世帯構成員 (必要な場合 のみ記載)	氏 名			続 柄	生年月日	
罹災原因		年	月 日の			による
被災住家 <sup>※</sup> の 所在地	口世帯主住所と同じ 口それ以外(八千代市 )					
住家 <sup>※</sup> の被害概要 (被害が分かる写真が必要)						
浸水区分	□床上浸水    □床下浸水					
※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)						
住家以外の被害 (必要な場合のみ記載)						
①同意欄 (判定方式につい て、どちらかを選択し てしてください。(必 須))	□以下の内容を確認のうえ、現地確認による判定を希望します。 被害認定調査を迅速に行うため、固定資産税課税台帳等に記載された建物の所在・地番、床面 積、構造、図面といった情報を利用することについて同意します。なお、情報の利用について申請者 の他、所有者等の同意を得ています。 □自己判定方式※を希望します。 かつ、「準半壊に至らない(一部損壊)」という調査結果に同意します。					
②同意欄 (市関係課との情報共有 について)	口この申請書に記載された内容を本市関係課等に対し、罹災状況の調査及び被災者支援に係る 事務の範囲に限り、提供することについて同意します。なお、情報の提供について申請者の他、世 帯主等の同意を得ています。					

<sup>※</sup>自己判定方式では、住家が災害により受けた被害が軽微な場合に、申請者が判定結果を『準半壊に至らない(一部損壊)』(家屋全体の損害割合10%未満)とすることに同意する場合の判定方法です。被害箇所を撮影した写真等による確認をもって調査に代えるため、被災住家の写真等の添付が必要になります。(現地確認は行いません。ただし、添付頂いた写真等だけでは、被害状況判定が難しい場合等は、現地確認を行う場合があります。)